

給与支払報告書の記入と 住民税特別徴収のご案内

- I 給与支払報告書の概要…………… P1
- II 給与支払報告書による特別徴収への流れ…………… P2
- III 総括表及び普通徴収申請書記入の際の注意点…………… P3～5
- IV 給与支払報告書の記入の際の注意点…………… P6～12
- V 間違いやすい項目のチェックシート…………… P13
- VI 給与支払報告書の提出後に退職や転勤があった場合… P13
- VII 退職時の「一括徴収」について…………… P14
- VIII 特別徴収税額の納期の特例（特納）…………… P14
- IX 退職所得に対する住民税の特別徴収の手引…………… P15
- 【資料】 税額通知(事業所用・納税義務者用)の見方…………… P16
- 【資料】 給与支払報告書の電子データ等での提出について… P17
- 【様式】 総括表及び普通徴収申請書（仕切り紙）
- 【様式】 給与支払報告書

給与支払報告書提出期限

令和7年1月31日(金)厳守

問合せ先

- | | | |
|---------|---------------|--------------------------------|
| ○名瀬総合支所 | 税務課 課税係 | TEL52-1111 (内線 5214・5213・5212) |
| ○住用総合支所 | 市民福祉課 市民サービス係 | TEL69-2111 (内線 2242・2311・2312) |
| ○笠利総合支所 | 市民課 国保税務係 | TEL63-1111 (内線 3036・3031・3032) |

奄美市税務課

I 給与支払報告書の概要

所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者は、令和6年中に支払いの確定した給与についての給与支払報告書を作成し、給与所得者（従業員等）の令和7年1月1日現在における住所地の市町村長に提出していただくことになっています。（地方税法第317条の6に規定）

給与所得者の令和7年度の住民税（市民税と県民税）の税額は、この給与支払報告書に基づいて計算し、特別徴収の手続きを行います。

給与支払報告書は、住民税の課税の根拠となる重要な書類となりますので、正しく記入のうえ、必ず提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○給与所得者の範囲

令和7年1月1日現在、給与の支払を受ける人について、令和6年1月から令和6年12月までに給与等（俸給、給料、歳費、賞与など）の支払いが確定した給与所得者全員について提出をお願いします。

※給与支払額が2千万円を超え年末調整を行わない方や医療費控除がある方など、個人で税務署へ確定申告をされる方につきましても、給与支払報告書の提出をお願いします。

※公平、適正な課税を行うため、所得の確認が必要です。中途退職者についても給与支払報告書の提出をお願いします。

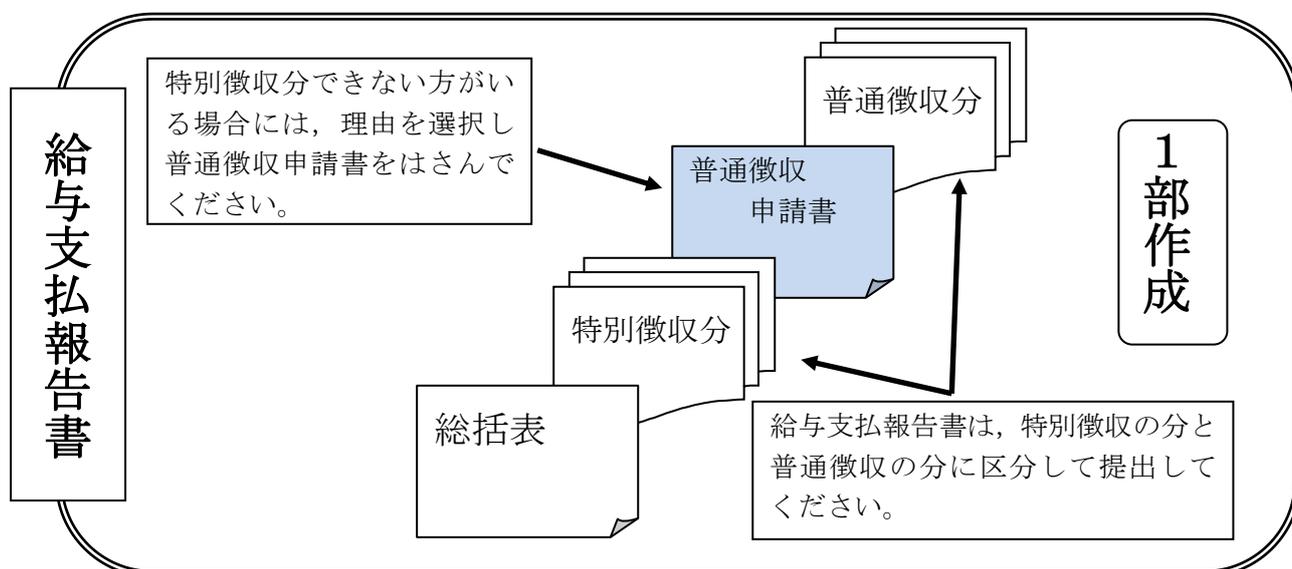
○給与所得に係る特別徴収

給与の支払者（「給与所得に係る特別徴収義務者」といいます。）が、給与所得者（従業員等）の給与から各々の住民税を徴収し、市町村ごとにまとめて納めていただく方法です。

給与所得者は原則として特別徴収となります。（地方税法第321条の3に規定）

○給与支払報告書の提出方法（下記のようにして提出してください。）

- ・給与支払報告書は特別徴収分と普通徴収分とに仕切紙（普通徴収申請書）で区分してください。
- ・総括表に、特別徴収・普通徴収の人数を必ずご記入ください。
また、普通徴収の場合は、給与支払報告書の摘要欄等にその旨をご記入ください。
- ・総括表・仕切紙（普通徴収申請書）は、巻末に掲載してありますので、複写してご使用ください。
なお、給与支払報告書（個人明細書）は1部ご提出ください。



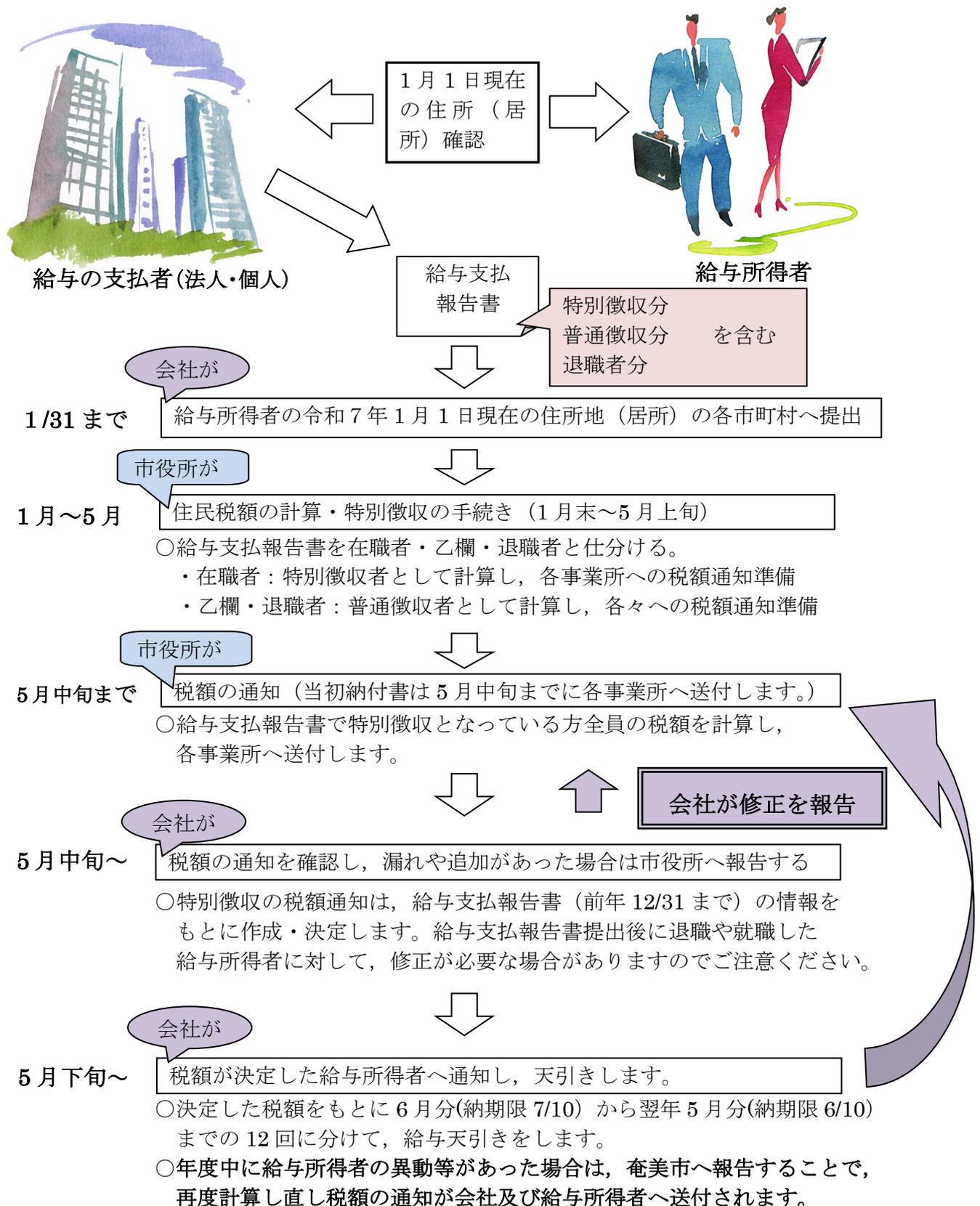
II 給与支払報告書による特別徴収への流れ

事業所：現在勤めている給与所得者を奄美市に報告する。（異動のたびに報告）

奄美市：給与所得者の税額を計算し、会社へ通知する。（異動のたびに税額を再計算し報告）

事業所：現在勤めている給与所得者から源泉徴収と同じように住民税を給与天引きする。

※給与所得者が異動するたびに、必ず奄美市へ報告してください。



Ⅲ 総括表及び普通徴収申請書記入の際の注意点

総括表記入例

⑦ 令和 7 年度給与支払報告書(総括表)		特別徴収義務者指定番号	
追加 ① 令和7年1月31日 提出		新規	⑦ 1234567
訂正 奄美 市区町村長	法人番号又は個人番号	⑧ 1234567890123	
給与の支払期間	②令和 6 年 1 月分から 12 月分まで		提出区分
フリガナ			年間分・⑨退職分
給与支払者の名称又は氏名	③ 奄美〇〇株式会社		事業種目
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業所の名称	同上		受給者総人員
フリガナ			⑩200 人
同上の所在地	〒 894-0000	報告人員内訳	報告人員
	④ 鹿児島県奄美市名瀬〇〇町〇号		特別徴収(給与天引き)
給与支払者が法人である場合の代表者の指名	奄美 太郎		⑪100 人
連絡者の氏名	課 係	⑩年末調整に関して 前職分給与を含んでいますか	特別徴収税額の払込みを希望する金融機関 (名称)
所属課、係名及び電話番号	氏名 ⑤ 奄美 一郎 (電話) 0997-00-0000(内線0000)		
会計事務所等の名称	⑥ 〇〇会計事務所	上記で「はい」を選んだ事業所は下記の欄も記入してください	(名称)
	TEL 0997-00-0000	前職分給与を摘要欄に記載していますか	
		はい/いいえ	

- ① 「提出日」
給与支払報告書の提出日をご記入ください。提出期限は毎年1月31日（31日が土日祝の場合は休日明けの日）となっています。
- ② 「給与の支払期限」
報告人員に給与を支払った期間をご記入ください。
- ③ 「給与支払者の名称又は氏名」
給与支払者が法人の場合は名称、個人の場合は氏名(屋号)を記入してください。
なお、個人事業主の方で個人名のみで記入があった場合は別途、屋号に関して確認させていただきますのでご了承ください。
記入例：名瀬 太郎（△△商店）※屋号とは営業されている店舗名のことです。
- ④ 「同上の所在地」
事務所、事業所の所在地を町名、番地等まで正確にご記入ください。
- ⑤ 「連絡者の氏名及び所属課係名及び電話番号」
この報告書についてご連絡させていただく際のご担当者の氏名、所属課係名及び電話番号をご記入してください。電話にて記載内容を照会する場合がありますので必ずご記入ください。
- ⑥ 「会計事務所等の名称」
この報告書について関与されている会計事務所名及び電話番号をご記入ください。
- ⑦ 「特別徴収義務者指定番号」
奄美市から前年度の特別徴収税額決定通知に記載されている、指定番号をご記入ください。
なお、奄美市への提出が初めての場合には、「新規」を○で囲んでください。

- ⑧ 「法人番号又は個人番号」
平成 29 年度より追加となりました。給与支払者の法人番号、個人経営の場合は事業主の個人番号を正確にご記入ください。
- ⑨ 「提出区分」
令和 7 年 1 月 1 日現在の在職者及び前年中の退職者について提出する場合…「年間分」
前年中退職者のみ提出する場合…「退職分」 をそれぞれ○で囲んでください。
- ⑩ 「受給者総人員」
令和 7 年 1 月 1 日現在において給与支払者から給与の支払を受けているすべての人（他の市町村に住所（生活の本拠地）がある人も含みます。）の人数をご記入ください。
なお、奄美市以外の市町村に住所がある人については、その住所のある市町村に対して、それぞれ、給与支払報告書（総括表と個人別明細書）を提出することになります。
- ⑪ 「報告人員」
令和 7 年 1 月 1 日現在において奄美市に住所があるため、奄美市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」をご提出いただく人（令和 6 年中の退職者・長期休職者についても給与支払報告書を合わせて提出していただきますようお願いいたします。）の人数をご記入ください。
- ⑫ 「特別徴収(給与天引き)」
令和 7 年 1 月 1 日現在の在職者(※)の人のうち、特別徴収が可能な従業員数をご記入ください。
特別徴収とは給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。なお、住民税の特別徴収は所得税のように税額計算や年末調整をする手間はあります。給与支払報告書に基づいて市町村で税額計算を行い通知いたします。

(※)パート・アルバイトを含め、在職者は原則としてすべて特別徴収

- ⑬ 「普通徴収申請書（記載人数）」
普通徴収申請書に記載した人数を記入してください。（従たる給与所得者や退職者等含む）
- ⑭ 「年末調整に関して」
この報告書の作成にあたって、前職分を含んでいるかどうか、また、前職分の内容を摘要欄に記載されているかどうかの判断となりますのでご記入ください。

なお、原則前職分を含んでいる場合は、各給与支払報告書の摘要欄に前職の会社名・給与・社会保険料・源泉徴収税額及び退職年月日をご記入ください

前職分が含まれているかどうかが明確に分からない場合、正確に課税できないので必ず記入して下さい。不明な場合は電話にて照会をする場合がありますのでご了承ください。

普通徴収申請書の記入例

普通徴収申請書

奄美 市長あて

指定番号 1234567

事業所名 奄美〇〇株式会社

この用紙以降の者は、下記理由で特別徴収できないため、普通徴収として申請します

略号	申請理由(下記7項目以外の理由は不可)	人数
A	給与の支払い期間が1月を超える期間によって定められている給与のみ	人
B	外国航路を航行する船舶の乗組員で、1月を超える期間以上乗船するため慣行として不定期	人
C	総受給者数が(乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下	人
④	退職している(又は5月末日までに退職予定)	15人
E	給与が少なく個人住民税が引ききれない	人
F	給与の支払いが不定期又は通年の雇用ではない	人
⑤	他の事業所で特別徴収をする(乙欄該当者)	5人
普通徴収申請者 合計人数		20人

～重要～

- この申請書は、普通徴収申請書(特別徴収できない人)の個人明細書の上につけて提出してください。
- 普通徴収申請書の個人別明細書摘要欄には、必ず略号(A～G)を記入してください。
- 上記7項目に該当しない場合には、特別徴収対象者となります。

パート・アルバイトを含め、在職者は原則として全て特別徴収を行っていただきますが、特別徴収できない理由のある方の給与支払報告書については、「普通徴収申請書」に理由ごとの人数を記入の上、提出してください。

IV 給与支払報告書の記入の際の注意点

※												※種 別			※整 理 番 号			※																							
住所又は居所 ① 奄美市名瀬幸町25番8号												受給者番号 123-567			個人番号 ② 123456789012			氏名 ③ 奄美 太郎																							
種 別												支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額																				
④ 給料・賞与												内 6,000,000 円			⑤ 4,360,000 円			3,300,000 円			3,000 円																				
⑥ (源泉)控除対象配偶者の有無等												配偶者(特別)控除の額			⑧ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数			⑨ 障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数																	
有 従有												⑦ 380,000 円			特 定 人 従人			老 人 人 従人			其 他 人 従人			特 別 人 内			其 他 人 内			人 内											
社会保険料等の金額												生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額			内 10,000 円			⑩ 320,000 円			⑪ 110,000 円			⑫ 50,000 円			⑬ 50,000 円								
(摘要) ⑳ ※ 源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇円、控除外額〇〇〇円												前職: □□建設(株) R6.8.31退職 給与: 1,980,000円 社会保険料: 160,000円 源泉徴収税額: 10,000円 奄美 二郎(同特) 社会保険料年特分(国保10,000円、介護10,000円)																													
生命保険料の金額の内訳												新生命保険料の金額			旧生命保険料の金額			介護医療保険料の金額			新個人年金保険料の金額			旧個人年金保険料の金額																	
住宅借入金等特別控除の額の内訳												1			居住開始年月日(1回目)			H24 3 10			住宅借入金等特別控除区分(1回目)			住			住宅借入金等年末残高(1回目)			住宅借入金等特別控除区分(2回目)			住宅借入金等年末残高(2回目)								
⑳ (源泉・特別)控除対象配偶者												氏名			奄美 花子			配偶者の合計所得			⑰ 0 円			国民年金保険料等の金額			⑱ 10,000 円			旧長期損害保険料の金額			⑮ 10,000 円								
⑳ (源泉・特別)控除対象扶養親族												氏名			奄美 花子			個人番号			234567890123			基礎控除の額			⑱ 円			所得金額調整控除額			⑲ 円								
㉑ 1												氏名			奄美 一郎			個人番号			345678901234			5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号			5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号			氏名			氏名								
㉑ 2												氏名			奄美 二郎			個人番号			456789012345			氏名			氏名			氏名			氏名								
㉑ 3												氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名								
㉑ 4												氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名								
㉒ 未成年者												外国人			死亡退職者			災害者			乙欄			本人が障害者 特 別			寡 婦			ひとり親			勤労学生			⑳ 中途就・退職			㉓ 受給者生年月日		
												就職			退職			年 月 日			元号			年 月 日			○ 6 9 1			昭和			31 7 7								
㉔ 支 払 者												個人番号又は法人番号			(支払者の法人番号13桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記載してください。)			住所(居所)又は所在地			鹿児島県奄美市名瀬〇町〇番〇号			氏名又は名称			奄美〇〇 株式会社			(電話)			0997-00-0000								

給与支払報告書(個人別明細書)

(市区町村提出用)

(摘要)には、前職分の加算額や支払者、扶養親族の氏名、続柄等(5人以上いる場合や配偶者特別控除対象配偶者がいる場合)を記入してください。

① 支払を受ける者の住所欄

令和7年1月1日現在の住所（実際に生活している本拠地）を確認してご記入ください。

② 個人番号欄

給与の支払を受けた方の個人番号を正確にご記入ください。

③ 氏名欄

氏名は必ず戸籍上の氏名を記入し、通称等を記入しないで下さい。また、読み方で個人を特定しますので必ずフリガナをつけてください。

④ 種別欄

個人事業者で、事業専従者に支払っている給与については朱書きで専従者給与又は専給と明確に区別してご記入ください。

⑤ 給与所得控除後の金額（調整控除後）

支払金額に応じて求めた給与所得控除後の給与等の金額を記入してください。なお、⑱の所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入してください。

⑥ （源泉）控除対象配偶者の有無等欄

【有】欄：主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」をご記入ください。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」をご記入ください。

【従有】欄：従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」をご記入ください。

【老人】欄：控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者である場合には「○」をご記入ください。

⑦ 配偶者（特別）控除の額欄

控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額をご記入ください。

⑦の欄・・・ **控除額（所得税）**



	配偶者の合計所得	給与所得者本人の合計所得				⑥の欄	
		～900万	～950万	～1,000万	超	（源泉）控除対象配偶者の有無等欄	
配偶者控除	～480,000 （S30.1.2以降生まれ）	38万	26万	13万	なし	【有】欄又は【従有】に○を付ける	
	～480,000 （S30.1.1以前生まれ）	48万	32万	16万		【老人】欄に○を付ける	
配偶者特別控除	480,001～950,000	38万	26万	13万		なし	空欄のまま
	950,001～1,000,000	36万	24万	12万			
	1,000,001～1,050,000	31万	21万	11万			
	1,050,001～1,100,000	26万	18万	9万			
	1,100,001～1,150,000	21万	14万	7万			
	1,150,001～1,200,000	16万	11万	6万			
	1,200,001～1,250,000	11万	8万	4万			
	1,250,001～1,300,000	6万	4万	2万			
	1,300,001～1,330,000	3万	2万	1万			
1,330,001～	なし						

⑧ 扶養親族の数欄

扶養控除の対象となる人数をご記入ください。

16 歳未満扶養	一般扶養	特定扶養	一般扶養	老人扶養				
0歳	16歳	17歳	18歳	19歳	22歳	23歳	69歳	70歳

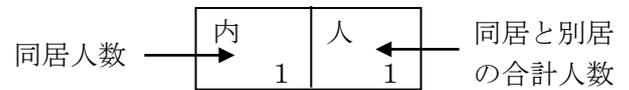
◎特定（特定扶養親族）

平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日（年齢 19 歳以上 23 歳未満）生まれの方が対象です。

◎老人（老人扶養親族）

昭和 30 年 1 月 1 日以前（年齢 70 歳以上の方）生まれの方が対象です。

左側の欄は、老人扶養のうち本人または配偶者と同居している人数を内書きしてご記入ください。施設等に入所している場合や同居していても本人又は配偶者の直系尊属（父母，祖父母など）以外の方は該当しません。



◎その他（一般の控除対象扶養親族）

昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日（年齢 23 歳～69 歳）生まれの方及び、
平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日（年齢 16 歳～18 歳）生まれの方が対象です。

※16 歳未満扶養親族は、住民税の「非課税限度額の算定」や「保育料算定」、「寡婦・ひとり親」での判断材料となりますので該当者がいる場合は必ずご記入ください。

⑨ 障害者の数欄

◎「特別」…控除対象配偶者及び扶養親族の中で以下の手帳を有している方が対象となります。欄には該当者の人数をご記入ください。

対象手帳：障害者手帳「1 級・2 級」，療育手帳「A」 精神障害者手帳「1 級」

以上の手帳を保有している障害者の人数をご記入ください。
また、左側の欄は、特別障害者のうち本人，配偶者又は扶養親族と同居している人数を内書きでご記入ください。
なお、施設等に入所している場合は同居になりませんので注意してください。

障害者の数 (本人を除く)		
特別	その他	
内	人	人
1	2	1

(例)同居特別障害者 1 人，別居特別障害者 1 人，その他障害者 1 人の場合（上図）

◎「その他」…控除対象配偶者及び扶養親族の中で以下の手帳を有している方が対象となります。欄には該当者の人数をご記入ください。

対象手帳：障害手帳「3～6 級」，療育手帳「B」，精神障害者手帳「2～3 級」

なお、障害者の数欄には 16 歳未満扶養親族で障害者である方の人数もご記入ください。
(16 歳未満扶養親族は扶養控除対象者ではありませんが、障害者控除は適用されます)

⑩ 社会保険料等の金額欄

給与から差し引いた社会保険料，本人からの控除申告書により申告された社会保険料及び小規模企業共済等掛金の合計額をご記入ください。

また，小規模企業共済等掛金については社会保険料の上段に内書きしてください。

内 10000	←	小規模企業共済等掛金のみの金額
320050	←	小規模企業共済等掛金と社会保険料の合計金額

⑪ 生命保険料控除額欄

(新契約) 一般生命保険料控除，個人年金保険料控除，介護医療保険料控除の3つ
 (旧契約) 一般生命保険料控除，個人年金保険料控除の2つ

給与支払報告書には該当の金額を⑩に記入し，控除額の計算方法は以前と同様にそれぞれ別に控除額計算をして，その後，両方の控除額を合計してご記入ください。

新旧契約それぞれに関して控除額の計算等及び合計控除額の上限が異なります。(下表参照)

○新契約に基づく算定控除額

年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

○旧契約に基づく算定控除額

年間の支払保険料等	控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

○生命保険料控除額

適用する生命保険料控除	各保険料控除額の上限	生命保険料控除合計の上限額
新契約のみ	40,000 円まで	120,000 円
旧契約のみ	50,000 円まで	100,000 円
新契約と旧契約の双方についての保険料控除を適用	40,000 円まで (新契約で算定した控除額と旧契約で算定した控除額の合計額)	120,000 円

(例) 旧生命保険料 50,000 円 新生命保険料 10,000 円 のとき (記入例参照)

旧生命保険料 50,000 円 → 支払保険料 × 1/2 + 12,500 = 37,500 円(控除額)

新生命保険料 10,000 円 → 支払保険料等の全額 = 10,000 円(控除額)

双方の合計額 → 37,500 円 + 10,000 円 = 47,500 円

新旧双方とも控除を適用する場合 (上限は 40,000 円まで) → 控除額 40,000 円(控除額)

なお，新制度適用契約は契約日が平成 24 年 1 月 1 日以後の契約であり，旧制度適用契約は平成 23 年 12 月 31 日以前の契約です。

ただし，契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前の契約であっても，平成 24 年 1 月 1 日以後に更新・特約中途付加などの異動により契約内容が変更された契約も新制度適用契約となりますのでご注意ください。

⑫ 地震保険料控除額欄

地震保険料と旧長期損害保険料（平成 18 年 12 月 31 日迄に契約した長期損害保険が対象）をそれぞれ別に控除額計算をしてください。その後、両方の控除額を合計してご記入ください。

なお、限度額は地震保険料で 5 万円、旧長期損害保険料で 1 万 5 千円、両方の合計額で 5 万円となっています。

⑬ 住宅借入金等特別控除可能額

給与と所得者の「住宅借入金等特別控除申出書」に記載された住宅借入金等特別控除額（住宅借入金等特別控除可能額）が算出税額を超える場合には、当該金額をご記入ください。

⑭ 各新旧保険料の金額欄（詳しくは⑪生命保険料の控除参照）

新契約・旧契約に当てはまる各新旧保険料の金額をご記入ください。（控除額ではありません。）

⑮ 旧長期損害保険料の金額欄

旧長期損害保険料がある場合は必ずご記入ください。

⑯ 国民年金保険料等の金額

社会保険料のうち、国民年金保険料等の金額がある場合は、その金額をご記入ください。

⑰ 配偶者の合計所得欄

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた方について、令和 6 年中の配偶者の合計所得金額をご記入ください。※収入金額ではなく、所得金額を記入してください。

⑱ 基礎控除の額

基礎控除の額が「32 万円」「16 万円」「0 円（基礎控除の適用なし）」の場合、その金額を記入してください。※基礎控除の適用がない場合、必ず「0 円」と記入してください。

⑲ 所得金額調整控除額

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。

⑳ 摘要欄

- ・中途就職者で、前職分の給与を合算している場合は、必ずその支払者名、支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額、退職年月日をご記入ください。

（注）記入がない場合は、前職分の合算はないものとして取扱います。

また、総括表にも記入いただきますようよろしくお願いいたします。（総括表記入例⑭参照）

- ・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、その配偶者の氏名を記入し、氏名の後に「(同配)」と付記してください。
- ・控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、その扶養親族の氏名を記入し、氏名の後に「(同特) 又は (特別)・(その他)」と付記してください。
- ・社会保険料に年金からの特別徴収分の保険料が含まれている場合は「社会保険料年特分（国保〇〇円、介護〇〇円）」と年金特徴分の社会保険料を付記してください。

※「源泉徴収時所得税減税控除」を適用している場合は、控除済額と控除未済額に分けて付記してください。ただし、年末調整を行っていない場合は付記しないでください。

・**所得金額調整控除の適用がある場合**、該当する要件に応じて次のとおり記載してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要※「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例：奄美 花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整） 例：奄美 一郎（調整）
扶養親族が年齢 23 歳未満	

※ただし、上記同一生計配偶者または扶養親族の氏名が「(源泉・特別) 控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16 歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は記入を省略できます。

㉑ 住宅借入金等特別控除の額の内訳欄

住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数をご記入ください。なお、適用数が 3 以上の場合は、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高をご記入ください。

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分は以下のようにご記入ください。

住	・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む）
認	・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増	・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震	・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成 23 年から令和 5 年 12 月 31 日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合
(特特)	・・・当該住宅の新築、取得または増改築等が「特別特定取得」に該当する場合
(特)	・・・当該住宅の新築、取得または増改築等が「特定取得」に該当する場合

㉒ (源泉・特別) 控除対象配偶者欄

控除対象配偶者の氏名・個人番号を正確にご記入ください。また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」をご記入ください。

㉓ 控除対象扶養親族欄

扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・個人番号を正確にご記入ください。また、控除対象扶養親族が非居住者※である場合には、区分の欄に「○」をご記入ください。

※非居住者とは国外に 1 年以上居住している個人をいいます。

㉔ 16 歳未満の扶養親族欄

16 歳未満の扶養親族の氏名・個人番号を正確にご記入ください。また、16 歳未満の扶養親族が非居住者※である場合には、区分の欄に「○」をご記入ください。

平成 21 年 1 月 2 日以降生まれの方は控除の対象の扶養親族とはなりません。住民税の「非課税限度額の算定」や「保育料算定」、「寡婦・ひとり親」での判断材料となりますので該当者がいる場合は必ずご記入ください。

※非居住者とは国外に 1 年以上居住している個人をいいます。

V 間違いやすい項目のチェックシート

■総括表

- 報告人員の合計は間違いありませんか。
- 報告人員内訳（特別徴収・普通徴収・退職人数）を記入していますか。
- 年末調整に関して「前職分を含んでいますか」の項目を確認していますか。

■給与支払報告書（個人別明細書）

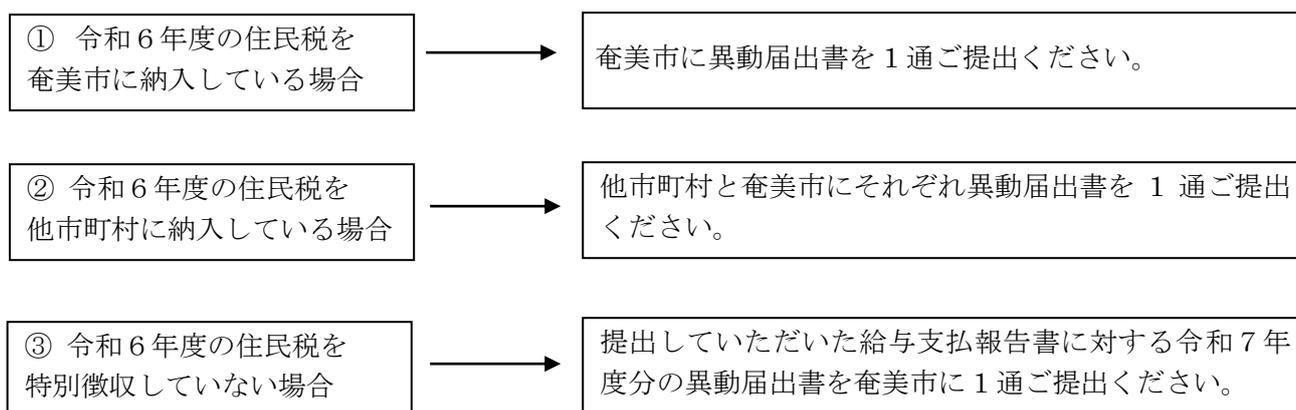
- 住所・氏名・生年月日に間違いはありませんか。
- 支払金額（収入）と給与所得控除後の金額（所得）を間違えていませんか。
- 個人番号を正確に記載されていますか。
- 扶養の重複はありませんか。
- 前職分を含んでいる場合、摘要欄に記載していますか。
- 生命保険料の金額の内訳欄に各保険料の額を記載していますか。
- 生命保険料の金額の欄に誤って控除額を記入していませんか。
- 16歳未満の扶養がいる場合、記入していますか。
- ひとり親・寡婦控除の適用を誤っていませんか。
- 摘要欄の記入注意点⑳を再度ご確認ください。



©Amami City

VI 給与支払報告書の提出後に退職や転勤があった場合

令和7年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出した後に、特別徴収予定者が退職や転勤などで給与からの天引きができなくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を市町村へ提出してください。提出していただいた異動届出書に従って、普通徴収への切り替えや、新しい勤務先での特別徴収の手続きをとります。



- ※1 異動届出書を提出されないと、退職された方の特別徴収税額の通知が事業所に送付されます。
- ※2 令和6年度の住民税が非課税で通知されている方につきましても、異動届出書をご提出ください。
- ※3 転勤される方には、令和7年度の住民税を新しい勤務先で特別徴収するかをご確認ください。希望される場合は異動届出書の「新しい勤務先」欄にご記入ください。

Ⅶ 退職時の「一括徴収」について

1月1日から4月30日までの間に退職される場合、未徴収税額（残税額）につきましては、最後の給与や退職金等が残税額を超える場合は、最後の給与や退職金から残税額を一括して徴収することが義務付けられています（地方税法 321 条の 5 第 2 項に規定）ので、一括徴収してください。一括徴収ができない場合は、その理由を異動届出書にご記入ください。

5月中に退職される方につきましても、最後の給与で徴収していただくこととなります。

なお、6月1日から12月31日までの間に退職される方につきましては、本人の希望により一括して徴収することができます。できるだけ一括徴収していただきますようお願いいたします。

【参考】退職時に一括徴収せずに、10月以降に退職した場合、残りの11月～5月分までの金額を退職後に一括で支払って頂くことになる為、納税義務者の負担が増加してしまうケースがあります。

本人の希望により一括して徴収することができます。
(できるだけ一括徴収をお願いします。)

最後の給与等で徴収できる場合は残りの税額を一括して徴収することが義務付けられています。



Ⅷ 特別徴収税額の納期の特例（特納）

従業員が常時 10 人未満である特別徴収義務者については、事務負担を軽減する目的で「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し奄美市から承認を受けることで、特別徴収した住民税額を年 2 回にまとめて納付することができます。

納期期限 : 6月から11月までに徴収した税額 : 12月10日までに納入
: 12月から5月までに徴収した税額 : 6月10日までに納入

※市税の滞納があり納入遅延の事実がある場合には認められない場合があります。

※納期の特例適用後、要件を欠いた場合はその旨を遅滞なくご連絡ください。

※納入は年に2回ですが、各従業員の徴収は毎月してください。

※各種申請書は奄美市役所税務課で受け取ることが出来ます。

IX 退職所得に対する住民税の特別徴収の手引

《退職所得に係る所得割の税額の計算式》

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(退職所得：1,000 円未満の端数切捨て)

$$\text{特別徴収税額} = \text{税額(市民税・県民税)} = \text{退職所得} \times \text{税率(市民税 6\%・県民税 4\%)}$$

(特別徴収税額：100 円未満の端数切捨て)

※勤続年数 5 年以内の法人役員等の退職金に関しては 1/2 を乗ずる措置も廃止になりました。

法人役員等とは、法人税法上の役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人など)、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員が対象となります。

※令和 3 年度の税制改正により、令和 4 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等より退職所得課税の見直しが行われました。勤続年数 5 年以内の法人役員等以外の方は、退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300 万円を超える部分については、2 分の 1 を乗じた額ではなく、全額を課税の対象とすることとされました。

※退職所得に係る個人市民税・県民税所得割額の 10%税額控除は、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる退職所得に係る分から廃止されました。

《退職所得控除額の計算》

勤続年数に応じて次の計算式によって算出します。

① 勤続年数が 20 年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数}$$

※控除額が 80 万円に満たないときは、80 万円

② 勤続年数が 20 年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

※退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記の①,②の金額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

《徴収した税額の納入》

退職者の退職手当の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の 1 月 1 日現在における住所が所在する市町村に納めて頂きます。

○事業所用の税額決定通知（特別徴収義務者用）

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

鹿児島市

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに奄美市税条例第45条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

令和 年 月 日

鹿児島県 奄美市長 

課税人数（税金がかかっている方の人数）や合計金額が記載されます。

特別徴収税額			課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分			12月分			
7月分			1月分			
8月分			2月分			
9月分			3月分			
10月分			4月分			
11月分			5月分			

（備考）

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付月	納付額	（摘要）
					6月分	10月分	2月分
					7月分	11月分	3月分
					8月分	12月分	4月分
					9月分	1月分	5月分
					変更月	月	

ひとりひとりの年間税額と6月～翌年5月まで毎月の税額が記載されていますので、この数字を参考に給与引きしていきます。

事業所に勤めている給与所得者の一覧になります。
退職された方や就職された方、漏れている方がいないかご確認ください。

（問い合わせ先） 奄美市役所 税務課 課税係
TEL (0997) -52-1111

特別徴収義務者名

○給与所得者へ渡す為の税額決定通知（納税義務者用）

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

鹿児島市

令和 年 月 日

鹿児島県 奄美市長 

給与所得者に6月分から翌年5月まで毎月引いていく旨を伝える為の通知書です。
6月分の給与支給の際に、切り離して給与所得者へ渡してください。

また、事業所用の税額決定通知に記載されている給与所得者の人数と給与所得者の税額決定通知の人数は一致するはずですので、ご確認ください。

所 得 種 別	所得金額	課税所得	市民税	県民税	特別徴収税額
給与収入					
給与所得					
その他の所得					

納 付 種 別	納付額	納付月	納付額	納付月	納付額	納付月	納付額	納付月	納付額
6月分		9月分		12月分		3月分		6月分	
7月分		10月分		1月分		4月分		7月分	
8月分		11月分		2月分		5月分		8月分	
変更月		月							

（問い合わせ先） 奄美市役所 税務課 課税係 TEL (0997) 52-1111

特別徴収義務者名

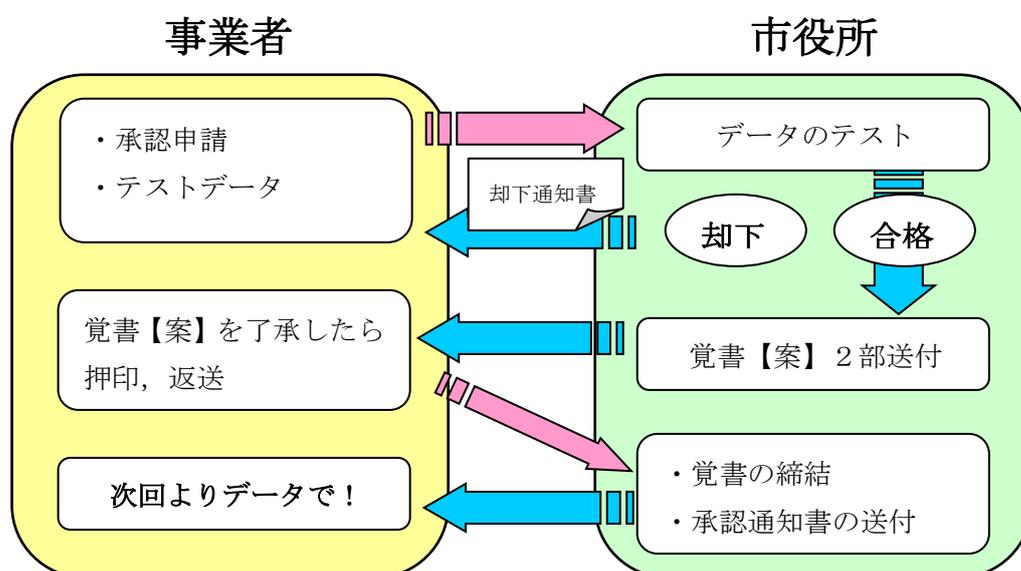
給与支払報告書の電子データ等での提出について

◇ eLTAX 又は光ディスク等による給与支払報告書の提出について

住民税を給与から特別徴収している事業所で、パソコンで給与や所得控除、扶養控除、社会保険料控除などのデータを管理している場合、そのデータを利用して eLTAX 及び光ディスクなどで給与支払報告書を提出することができます。給与支払報告書を eLTAX 及び光ディスクなどで提出すれば、紙媒体での提出が不要となるため、印刷などの手間を省くことができます。

※eLTAX とは・・・地方税における申告等の手続きをオフィスのパソコンからインターネットを利用して電子申告するシステムです。

◆ 光ディスクでの提出の流れ



詳しくは、「奄美市ホームページ」→「まち・暮らし」→「税金」→「個人住民税（市民税・県民税）」→「個人住民税（市民税・県民税）について」ページの『給与支払報告書の電子データでの提出について』をご覧ください。

eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書の提出義務基準の引下げについて

令和3年1月提出分より、eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書の提出義務基準が **100枚以上**（引下げ前：1,000枚以上）に引き下げられました。

前々年の提出するべきであった給与支払報告書の枚数が100枚以上であった場合、eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書の提出が必要となります。

例) 令和年1月に提出された給与支払報告書の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和7年1月はeLTAX又は光ディスク等により給与支払報告書を提出する必要があります。

※令和9年1月1日以降はこの基準が「30枚以上」に引き下げられます。

